

2 障 福 第 3 3 2 号
令 和 2 年 1 2 月 7 日

各市町村障害保健福祉主管課長 殿

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の
周知等について（通知）

今般、県内の社会福祉法人が運営する障害者のグループホームにおいて、
入所していた方が救急搬送され、その後、亡くなられた事案について、元施設
職員が傷害の疑いで逮捕されたとの報道がありました。

障害者虐待は、障害のある方たちの心や体に傷を負わせ、また、最悪の場合
は死に至らしめる、誠に痛ましく許しがたい行為です。

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体に対して、障害者虐待の早期発
見その他の障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護等
を行うための責務が定められているところです。

各市町村におかれましては、改めて管内事業所に標記手引きを確実に御周知
いただくとともに、障害のある方に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な
対応の徹底を図るための一層の取組をお願いいたします。

なお、御周知の際は、事業所の設置者・管理者だけでなく、職員全体へ手引
きが周知されるように事業所へ依頼いただきますよう、お願いします。

担 当	業務・調整グループ
電 話	052-954-6294（ダイヤルイン）
F A X	052-954-6920
メー ル	shogai@pref.aichi.lg.jp